

令和7年度豊川市東三河都市計画事業豊川駅東
土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

~~第19号議案~~

令和7年度豊川市東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業
特別会計補正予算（第2号）

令和7年度豊川市の東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

~~令和8年2月24日提出~~

豊川市長 竹本幸夫

第1表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|-------|-----------|--------------|
| 2 事業費 | 1 工事費 | 土地区画整理事業費 | 千円 37,885 |